

【平成25年第4回定例会 環境委員会委員長報告資料】

平成25年12月18日 環境委員長 田村 伸一郎

○「議案第161号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- \* 低所得者ほど負担の大きくなる消費税の増税自体について反対であり、それを公共料金である水道料金に転嫁することは市民生活に影響し、中小企業にとっては大変な打撃になると考える。消費税は最終的に消費者が負担するという法律にはなっておらず、事業者が負担の転嫁の是非を判断できるのであるから、市民生活を守るべき自治体の公共料金においては、消費税の増税分は転嫁すべきではないと考える。特に水道料金の場合、前回の料金改定の際に大口利用者の単価の引下げをしなければ、今回の増税分の負担を賄えたと考えることから、本議案には賛成できない。
- \* 消費税の導入に当たっては、社会保障改革や議会改革についても一体となって進められるべきものであったにもかかわらず、社会保障改革や議会改革が推進されず、消費税のみが増税となったことから、消費税そのものに反対であり、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第162号 川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- \* 消費税増税に反対であること及び市民への負担の転嫁に反対であることから、本議案には賛成できない。
- \* 消費税に反対であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第163号 川崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- \* 消費税増税に反対であること及び市民への負担の転嫁に反対であることから、本議案には賛成できない。
- \* 消費税に反対であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第164号 川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- \* 消費税増税に反対であること及び市民への負担の転嫁に反対であることから、本

議案には賛成できない。

\* 消費税に反対であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第165号 川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 民間バス事業者の乗車料金改定に関する対応について

市内を運行する民間バス事業者である臨港バス、東急バス及び小田急バスは、本市と同様に、国土交通省の方針に依拠して乗車料金の改定を行うと聞いている。具体的には、ICカード利用時の1円単位運賃の導入及び消費税率引上げ相当分を単純転嫁する形の料金改定を行うものと思われる。

\* 料金改定に伴う経費について

1円単位運賃の導入に伴う料金徴収システムの変更には1,100万円程度の経費を見込んでおり、その他バス停の料金表示の変更や回数券の作成などを全て含めた料金改定に伴う経費は2,100万円程度を見込んでいる。

\* ワンコインバスの運賃について

現在、ワンコインで運行している川崎病院線の運賃については、現行の100円で据え置く。今回の料金改定においては、事業全体の増収率が消費税率改定分を超過しないように、定期券の割引率を上昇させるなど、券種間で調整を行っている。

\* 利用者の支払方法の変化に応じた今後の料金改定の有無について

現在、市バスにおける現金利用者は約18.6%であり、国土交通省の方針に基づき、今後、10%程度まで減少することを前提として、各種料金の設定を行っている。この数値はあくまでも予測値であるので、今後の現金利用率がこの予測どおりとならなかったとしても、そのことを理由として料金の改定を行うことは想定していない。

\* 高齢者フリーパスの料金の設定方法について

高齢者フリーパスの料金については、所管局である健康福祉局が神奈川県バス協会を通じて調整を行っている。

\* ICカードと現金を併せて利用した場合の運賃について

ICカード利用運賃については、全額をICカードで支払いした場合に適用される運賃であるため、ICカードのチャージ残額がICカード利用運賃に満たない場合には、現金利用運賃分を支払うこととなる。例えば、ICカードの残額が200円の場合には、その場でチャージすることを案内するが、チャージをせずに不足額を現金で支払う際は、ICカード利用運賃の206円ではなく、現金利用運賃の210円が適用されるため、10円を現金で支払うこととなる。

《意見》

- \* 低所得者ほど負担の大きくなる消費税の増税自体について反対であり、それを公共料金である市バス料金に転嫁することにより約1億7,000万円を市民が負担することになる。消費税は最終的に消費者が負担するという法律にはなっておらず、だからこそ消費税が3%から5%になったときには市バス運賃は値上げをしなかった。事業者が負担の転嫁の是非を判断できるのであるから、市民生活を守るべき自治体の公共料金においては、消費税の増税分は転嫁すべきではないと考える。そういったことを含めて市民の足を守るのが公営バスの役割であると考えことから、本議案には賛成できない。
- \* 消費税の導入に当たっては、社会保障改革や議会改革についても一体となって進められるべきものであったにもかかわらず、社会保障改革や議会改革が推進されず、消費税のみが増税となったことや、企業が優遇されていく制度が推進されていることから、消費税そのものに反対しており、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第166号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- \* 消費税増税に反対であること及び市民への負担の転嫁に反対であることから、本議案には賛成できない。
- \* 消費税に反対であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第179号 川崎市余熱利用市民施設の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 指定管理予定者の選定理由、審査結果等について

指定管理予定者の選定基準には5つの項目があり、そのうち「事業経営計画と管理経費縮減等への取組」については今回の選定で第2位であった団体の方が点数が高かったが、東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体は省エネルギーチェックリストを活用することにより、省エネルギーに具体的に取り組んでいる点や、雇用の継続性の担保のため、施設の大規模改修中にも職員の給与を保障することを検討している点などから、最も総合的な評価が高かったため、指定管理予定者として選定した。

なお、現在の指定管理者である株式会社明治スポーツプラザを含む公益財団法人川崎市スポーツ協会・株式会社明治スポーツプラザ事業体が選定されなかった要因としては、事業者の経営状況等について財務分析の結果を踏まえて評価する「応募団体自身についての評価」の採点結果が他の団体よりも低かったことが挙げられる。

\* 現在の指定管理者に対する川崎市包括外部監査の指摘について

川崎市包括外部監査において、指定管理業務と自主事業等の区分経理がされ

ていないとの指摘があったが、不正な経理は認められなかった。

**\* 指定管理者の変更に伴う雇用・事業の継続性の担保について**

指定管理者の変更にあたっては、現在指定管理者に雇用されている非常勤嘱託職員のスキル等の引継ぎが求められると考える。今後、現指定管理者である株式会社明治スポーツプラザに対し、市も働きかけを行い、指定管理予定者として選定した東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体との間で雇用・事業の継続を含めた引継ぎについて調整を行っていく。

**\* 指定管理者のサービス等のチェック方法について**

毎月、指定管理者から業務の実施状況等の報告を受けることにより、市と指定管理者が課題について共通の認識を持ち、課題の解消を図るよう取り組んでいる。今後、指定管理者の変更に伴う年度協定、仕様の協議において、障害者への配慮や、施設のメンテナンス等についても反映させていく予定である。

《意見》

- \* 利用者から、施設の人員の削減等により障害者への配慮が不足しているといった意見が多く寄せられている。今後、利用者の声が市に直接届くような取組を推進してほしい。
- \* 公表されている選定理由や審査結果等には分かりにくい点があるため、一般の市民が理解できるよう、分かりやすい説明をしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第180号 川崎市橋りサイクルコミュニティセンターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

**\* 選定された指定管理予定者の評価について**

指定管理予定者については、施設の管理運営に関する基本的な考え方及び指定管理者としての役割を理解しており、提案内容に実現性がある点、また収支計画書については、収入支出の積算が妥当なものとなっている点、更に指定管理業務を安定して実施できるノウハウや経営基盤を有していることから事業や施設等の管理を行うに当たり十分な能力がある点などを評価し、選定した。

**\* 施設を活用するための企画・取組について**

本施設は、3Rの推進に向けた市民への普及啓発や環境学習の実施、市民団体等の活動の場としての役割を担う施設である。地域とコミュニティを結ぶ情報発信の場、市民団体の活動の場として活用していくため、今後、更に取組を強化する必要があると考えている。

《意見》

- \* 民間のノウハウをいかし、施設の運営が硬直化しないような企画・取組を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決